

平成 18 年 6 月 9 日
四 国 財 務 局

株式会社愛媛銀行に対する行政処分について

1. 株式会社愛媛銀行（本店：松山市）においては、平成 16 年 8 月、法令等遵守に係る業務改善命令を受けて、内部管理態勢の充実・強化に努めてきたところである。しかしながら、このような中において、長期にわたる顧客預金等の横領事件が連続して発覚したことから、銀行法第 24 条第 1 項の規定に基づき事実関係及び発生原因等の報告を求めたところ、前回の業務改善命令を受けて策定された法令等遵守態勢の確立等に向けた同行の取組みが不十分であり、内部牽制機能が十分に発揮されていないなど、依然として内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同行に対し、銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 平成 16 年 8 月 6 日付業務改善命令を受けて策定された改善策が依然としてその実効性を確保できず、複数の営業店において不祥事件が発生しているにもかかわらず、長期にわたり判明しなかったこと等を踏まえ、適切な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢の充実・強化を図ること。

法令等遵守に係る経営姿勢の明確化（責任の所在の明確化を含む）
取締役会等の機能強化による実効性が担保された法令等遵守態勢の確立
営業店における厳正な事務処理の徹底と内部牽制機能の充実・強化
本部監査機能の実効性の確保
適切な人事管理の実施

- (2) 上記(1)に関する改善計画を平成 18 年 7 月 10 日までに提出し、以後、改善計画（改善計画を着実に実施するための内部管理態勢の整備・確立及び実効性確保に係る責任の分担の明確化を含む。）の実施完了までの間、その実施状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先

四国財務局 理財部 金融監督第一課

087-831-2131

四国財務局 松山財務事務所 理財課

089-941-7185